

広島県告示第五百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和四年八月八日までの間、縦覧に供する。

令和四年七月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道三次江津線	安芸高田市高宮町佐々部字名倉一三〇八番八地先から 安芸高田市高宮町佐々部字名倉一三〇七番一地先まで	令和四年七月二五日